平成２２年（フ）第１９５８号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子８番地の67、住民票上の住所愛知県西尾市下町鳥居前６番地５
債務者　前田眞佐子（旧姓杠）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８７号
名古屋市北区落合町180番地　大和マンション201号
債務者　菊池　正己
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２１号
名古屋市北区玄馬町126番地　レオパレス21ＧＥＮＢＡ202号
債務者　寺尾　雅之
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４５号
名古屋市中村区烏森町７丁目204番地の１ハウスグリーン202
債務者　安藤　由美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８３号
神戸市垂水区美山台１丁目６番26―605号
債務者　大橋　義則
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１７号
神戸市中央区古湊通１丁目２番25―709号
債務者　西田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８７号
愛知県知多市原１丁目17番地の２　エスポワール原201
債務者　大森ひとみ（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６号
青森市大字安田字近野142―８　センチュリーＢ、住民票上の住所青森市西滝２丁目26番６号
債務者　齊藤　祐介
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４０号
名古屋市昭和区川名山町１丁目92番地　愛和荘205号
債務者　河﨑　和宏
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４９号
愛知県小牧市多気南町56番地
債務者　吉田　大介
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８号
函館市美原５丁目29番６号
債務者　大野　満男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
函館市日乃出町24番10号
債務者　吉田　壽男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４０号
函館市港町２丁目３番３号
債務者　江副　文博
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４６号
函館市本町29番５―311号、住民票上の住所北海道北斗市東浜１丁目12番11号
債務者　間宮ちどり
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
函館市美原１丁目35番１号
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０号
函館市上湯川町25番10号
債務者　沖田　京子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
岐阜県大垣市長松町98番地36
債務者　松永　純也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係